



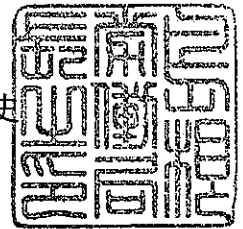
島根地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者の推薦に関する公示

島根労働局一般公示第30号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、別紙「島根地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年9月5日

島根労働局長 岩見 浩史



別 紙

島根地方最低賃金審議会の専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、島根県の区域内で製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素形材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切日

令和7年9月16日（火）

(3) 推薦書の提出先

島根労働局労働基準部賃金室（松江市向島町134番10）

別紙

令和 年 月 日

島根労働局長 殿

推薦者（代表）
住所

氏名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部
会〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補者として下記の者を内諾書、履歴書を添付
のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位を全て記入すること。）	略 歴

内 諾 書

島根労働局長

岩見浩史 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、島根地方最低賃金審議会島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金専門部会委員に任命されたときには、就任することを内諾します。